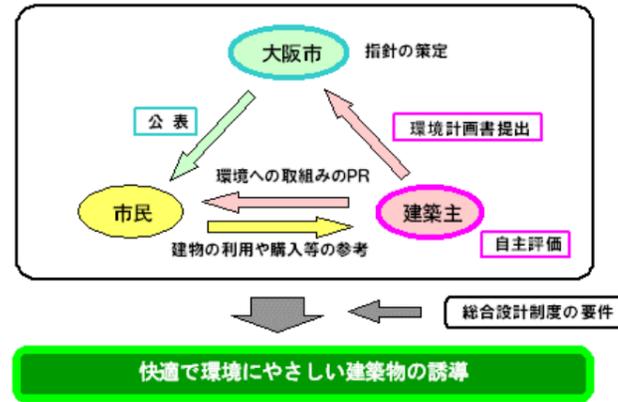


- (1) 市民に愛される個性豊かな居住地の創造と再生
- ③ 環境に配慮したすまいづくり
- (2) 大都市居住ニーズに応えるすまいづくり

① 大阪市建築物総合環境評価制度 (CASBEE 大阪)

【制度概要】

快適で環境にやさしい建築物の誘導を図るため、平成16年10月より一定規模以上の建築物の着工に際し、建築物の環境品質・性能と建築物による環境負荷の低減について、建築主が自主的に総合評価した上で5段階にランク付けするとともに、その結果を記載した計画書を大阪市へ提出し、大阪市がホームページ等でその計画書の概要を広く市民の方々に公表する。



【CASBEE 大阪 OF THE YEAR の概要】 (18年度～)

快適で環境にやさしい建築物の建設をより一層促進するため、CASBEE 大阪に基づき届け出された民間の建築物のうち、特に評価が高い作品を、竣工した年ごとに『CASBEE 大阪 OF THE YEAR』として顕彰し、広く市民に情報発信する。



ダイヤモンドシティ・リーファ



大阪弁護士会館

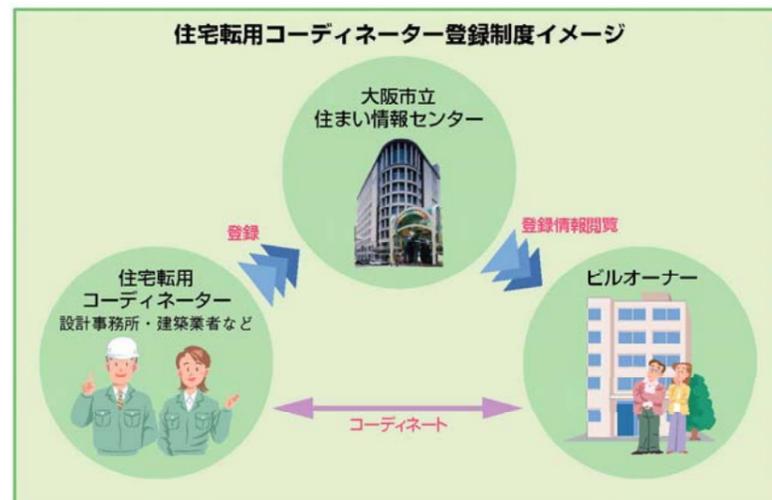
② 住宅転用支援事業 (住宅転用コーディネーター登録制度)

【事業概要】

空オフィス等を有効に活用して多様な居住ニーズに対応し、職住近接による都市居住の促進を図るため、住宅転用に関する専門家の登録情報をビルオーナーなどに提供する『住宅転用コーディネーター登録制度』を実施するとともに、『住宅転用ガイドブック』を配布し、円滑で適正な住宅転用を支援する。

【住宅転用コーディネーター登録制度の概要】

円滑で適正な住宅転用を支援するため、住宅転用に関して知識・経験を持った建築士などの専門家を、住宅転用コーディネーターとして登録し、住宅転用を検討しているビルオーナーなどの方に、登録事務所の用途転用に関する実績、担当者の住宅転用に関する履歴等の情報提供を行う。



【住宅転用ガイドブック】

住宅転用を行う際に必要となる技術的・法的な留意点や、具体的な事例などを取りまとめたガイドブックを作成

③ 子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

【制度概要】

16年度までの時限制度として実施してきた、民間分譲マンション購入融資利子補給制度について、対象世帯・対象住宅・対象融資を大幅に拡充し「子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度」として17年度に創設し、子育て世帯の市内定住のより一層の促進を図っている。

- ・対象世帯：小学校6年生以下の子どもがいる世帯 (申し込み者の所得 1,200万円以下)
- ・対象住宅：民間分譲マンション・戸建て・タウンハウス等の住宅
- ・対象融資：住宅金融支援機構融資、金融機構証券化ローン (フラット35)、一定の要件を満たす民間金融機関の住宅ローン
- ・利子補給率：金融機関からの融資の償還残高 (上限2,000万円) に対して年0.5%
- ・利子補給期間：3年間

【実績】

受付件数 17年度：134件
18年度：891件

《旧制度からの制度拡充の内容》



④ 大阪あんしん賃貸支援事業

【事業概要】

国の制度を活用し、大阪府及び府下市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯 (以下、「高齢者等」という。) の入居を受け入れる民間賃貸住宅 (あんしん賃貸住宅) やあんしん賃貸住宅を斡旋する不動産店 (協力店)、高齢者等に対して居住支援を行う団体 (居住支援団体) を登録し、その情報を広く提供し、高齢者等の民間賃貸住宅への入居をサポートする事業。

《あんしん賃貸支援事業の概要》

